

## 第 9 回懇談会 (H29. 6. 27) の振り返り (各委員の発言から抜粋)

### 第 7 回懇談会 (H29. 5. 30) の振り返り

<市民の責務>

- ・「市民にも役割がある」ということをしっかり示していきたい。

### 第 8 回懇談会 (H29. 6. 6) の振り返り

- ・市民の定義として「市内の居住者、市内在勤・在学者」を該当としているが、個人と団体とは区別した方がよいが、「市内で活動している人」、「事業を営む人」などの個人は対象に含め、幅広く定義する。

## 1 市民参加のトピックの 5 番目 資料 4 V 住民投票制度について (前回からの続き)

### ● 住民投票制度を設けることができる、とするかどうか

- ・議会としての意見を集約したものではなく個人的な意見ではあるが、住民投票は住民の権利として、あるべきと考える。住民投票が入ったから自治基本条例を否決しようという感覚は恐らく現在の議員の中にはない。
- ・住民投票は自治基本条例の 1 つの大きなポイントになるというのは議会の中でも理解されているところと思われるし、個人的な意見としても自治基本条例の中に入れるべきと考える。
- ・住民投票は、ときに少数者の権利を侵害するようなことが投票で決まってしまう可能性もある、非常に危険性のある制度であるから、使い方は慎重でなければならない。
- ・憲法の改正は主権者である国民投票にかける。それと同じように自治体の憲法事項に当たるようなものは、最終的には住民の投票にかけるべきなのではないかと考えている。自治体の憲法事項となると、廃置分合や境界変更がそれに当たる。そういったことは自治体でも住民投票で決すべきだ。
- ・国や都道府県の決定事項、権限に属する事項は住民投票制度をするべきではない。  
例：① 産業廃棄物の最終処分場の用地選定・建設 ⇒ 最終的な決定権者は都道府県  
② 原子力発電所の用地選定・建設 ⇒ 設置場所の許認可権限は国、建設は電力会社  
⇒当該市町村が仮に産業廃棄物の最終処分場の建設について住民投票を行い、反対票が多かったとしても、市町村に権限がないので結果的に何もできない。
- ・こういった内容のものは住民投票の対象から除外する、というネガティブリストを定める方法と、それとは逆に、こういった内容のものは住民投票にかけようというポジティブリストを定める方法と二つの考えがあるが、ネガティブリストにこれを入れたいと思っている案件それこそをポジティブリストに入れたいという考えの人とが対立し、決着がつかないので触れない方がよい。
- ・現在の日本国憲法も地方自治法も、拘束型の住民投票制度を認めていない。条例で拘束型を創設するというのは困難で、つくるのなら非拘束型で「尊重する」でしかない。

・分権改革の流れがある中で、どこが本当に自治体の事務かという話もあり、武蔵野が先駆的にいろんなことをやってもいいと考えている。法律レベルのものに対しても、自治体はこうやっていくんだ、と打ち出して、やってみて問題が起きたら次に考えるというラディカルなやり方もこの時代には可能なのではないか。

・住民投票制度をこの自治基本条例に入れて、常設型でつくっておきましょうと決断するなら、武蔵野が廃置分合、境界変更するという話が将来起こったときは、最終的に住民投票をやる、ということを書いておくということを希望する。住民投票に拘束性がなくとも、武蔵野の場合なら住民投票の結果は議会で尊重されると思う。そうであれば、実質それは拘束力を持つものと言える。

・住民投票制度は、公職選挙法に基づく投票ではないため、公職選挙法上は禁止されている個別訪問等を行ってもかまわない。そうすると、何でも住民投票にかけてよいのかという話になる。自治体に権限のある政策方向性を問うべきだ。投票率の問題をどうするのか。有権者を誰と設定するのか。議会との関係をどうするのかなども調整すべき論点だ。

・市の権限に属するものは、住民投票はできる。しかし、その成立については議会がチェックすることによって制御していく。そういう方法が何かないか。

・自治基本条例で、新たに住民投票制度について一切何も触れなかったとしても、住民が、地方自治法に基づく条例の制定改廃の直接請求で、住民投票に持っていくケースはあり得る。自治基本条例の中で、地方自治法が書いていることを超えて、積極的に住民投票制度を使おうよという精神を述べるかどうかという問題である。

・住民投票制度というのは自治基本条例に入れたほうがいいと思う。市民自治を推進し、市民参加を促進しようという基本的な姿勢がある中、住民投票制度は意見を表明する大きな機会だと思うので、その姿勢はいいことだ。ただし、住民投票を実現させるためにはいろいろなプロセスが必要で、それをしっかりと決めることが重要である。

・自治基本条例には、住民投票という手段があるんだということと大枠どういうやり方の住民投票かということぐらいまで書き込んでおいて、具体的にどういう形で住民投票を実施するかについては、その都度条例で定めればいいのではないか。それが本当に住民投票にふさわしい事項かどうかというのは、議会で議論をして、決めていく。そんな形で住民投票制度が今回の自治基本条例に入るといいと考えている。

・形式的には自治基本条例の中に住民投票制度は入れるべきだ。住民投票という制度があるという頭出しを自治基本条例の中ですべきである。

・常設型のメリットは、直接請求のかなり高いハードルを最初からクリアできていることである。署名の要件などを、法が定めているものよりももっと緩やかな要件を認め得る形も想定はされる。住民投票の対象としては、やりたいことを書くか、やれないことを書くか、入れ方については色々あるが、もし常設型でやる場合であれば、そういった細かい規定は慎重に考えなくてはいけない。

・自治体の廃置分合については、法律上、議会が議決して初めて合併が可能な状況となる。そのときに、住民投票にかける、と常設の条例で定めたとすると、市が住民投票にかける手続をとることになる。これは住民や議会が請求しているのでもないし、市長の発議でもない。

条件が整えば自動的に行われるもので、誰かの請求に基づくことを前提にしていない。

・住民投票についての議論は一旦保留とし、次回は別の議題に移ることとして、事務局の方で少し時間をかけて以下の2点について他自治体の規定を分析・整理してほしい。

- ① 自治基本条例だけではなく、全国で規定されている常設型の住民投票条例にまで対象を広げて、発議の要件など、中身についての情報を収集・整理する。
- ② 住民投票の発議権は①市長、②議会、③住民と分類されるので、それぞれどういった事案を想定し、発議の主体について規定しているのかを調査する。

**※ 論点に対する選択肢については、懇談会としての考え方の方向性が出ていないので、後日、改めて審議する。**